

らないこととした。

- ア 適正にえさ及び水を与えること。
 - イ 疾病の予防等健康管理を行うこと。
 - ウ 適正に飼養施設を設けること。
 - エ 飼養施設内外の汚物等を適正に処理し、常に清潔を保つこと。
 - オ 公共の場所又は飼い主以外の者の土地その他の物件を汚し、又は損傷させないこと。
 - カ 異常な鳴き声、臭気、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
 - キ 哺乳類に属する動物の離乳前の譲渡は行わないこと。
 - ク 逃走した場合は、捜索し、収容すること。
- 6 犬の飼い主の遵守事項
- 犬の飼い主は、5に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

- ア 次に掲げる方法により、常に、飼養する犬が人の生命等を侵害することのないようにしておくこと。
 - (ア) 飼養する犬の形態、性状等に応じ、丈夫な綱、鎖等で固定的な工作物等に係留すること。
 - (イ) 飼養する犬の形態、性状等に応じ、おり、囲い等の障壁の中で飼養すること。
 - (ウ) 飼養する犬を連れ出す場合にあつては、飼養する犬の形態、性状等に応じ、丈夫な綱、鎖等で保持する等これを制御できるようにしておくこと。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、規則で定める方法
 - イ 犬の種類、発育状態等に応じて適正な運動をさせること。
 - ウ 犬の生態、習性及び生理を理解した上で、当該犬に適したしつけを行うこと。
- 7 動物取扱業についての特別の規制措置
- 動物取扱業を営む者（動物取扱業を営もうとする者を含む。）については、法の規定する動物取扱業の規制措置に代えて、8から20までの規制措置を適用するものとする事とした。

8 動物取扱業の登録

- (1) 動物取扱業を営もうとする者は、あらかじめ、その飼養施設を設置する事業所ごとに、知事の登録を受けなければならないこととした。
- (2) (1)の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。
- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- イ 県の区域内において飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地
- ウ 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
- エ 動物取扱業の種類（販売、保管、貸出し、訓練若しくは展示又は2ウの規則で定める取扱いの別をいう。）
- オ 取り扱う動物の種類及び数
- カ 飼養施設の構造及び規模
- キ 飼養施設の管理の方法
- ク 18(2)の動物取扱主任者の氏名
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

9 登録の実施等

- (1) 知事は、8(2)の申請書の提出があつたときは、10(1)により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、8(2)に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に登録しなければならないこととした。
 - (2) 知事は、(1)による登録をしたときは、当該申請者に、その旨を通知するとともに、8(2)ア、イ、エ及びクに掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該申請者に交付しなければならないこととした。
- 10 登録の拒否
- (1) 知事は、申請者が次のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しな

ればならないこととした。
ア 次のいずれかに該当するとき。

- (ア) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- (イ) 17(1)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

(ウ) 法人で、その役員のうちに(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者があるものの

イ 18(1)の基準の遵守をせず、又はしないことが明らかであるとき。

ウ 18(2)の動物取扱主任者を置かないとき。

エ 申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(2) 知事は、(1)により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならないこととした。

11 変更の登録等

(1) 8(1)の登録を受けて動物取扱業を営む者(以下「登録業者」という。)は8(2)ウからクまでに掲げる事項のいずれかの変更(8(2)ウに掲げる事項の変更にあつてはその役員の、8(2)クに掲げる事項の変更にあつては動物取扱主任者の変更に限る。47アにおいて同じ。)をしようとするときは、変更の登録を受けなければならないこととした。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでないこととした。

(2) (1)の変更の登録を受けようとする登録業者は、変更をしようとする事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

(3) 8(3)、9及び10は、(1)の変更の登録について準用することとした。

(4) 登録業者は、8(2)アからウまで、ク又はケに掲げる事項に変更があつた場合(8(2)イに掲げる事項にあつては飼養施設を設置する事業所の名称を変更するときに、8(2)ウに掲げる事項にあつてはその役員を変更しないときに、8(2)クに掲げる事項にあつては動物取扱主任者を変更しないときに限る。)

は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

- (5) 知事は、(4)による届出があつたときは、遅滞なく、変更の年月日を動物取扱業登録簿に登録するとともに、これらの事項を記載した動物取扱業登録証を当該届出をした者に交付しなければならないこととした。

12 廃業等の届出等

登録業者が次のいずれかに該当することとなつた場合においては、それぞれに掲げる者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、動物取扱業登録証を返納しなければならないこととした。

ア 死亡した場合 その相続人

イ 法人が合併により消滅した場合 その役員であつたもの

ウ 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

エ 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合 その清算人

オ 動物取扱業を廃止した場合 登録業者であつた個人又は登録業者であつた法人の役員

カ 登録に係る飼養施設の使用を廃止した場合 当該登録業者

13 動物取扱業登録証の再交付

(1) 登録業者は、動物取扱業登録証を亡失し、又は損傷したときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならないこととした。

(2) 知事は、(1)による再交付の申請があつたときは、動物取扱業登録証を再交付しなければならないこととした。

14 動物取扱業登録証の返納

登録業者は、11(3)において準用する9(2)により動物取扱業登録証の交付を受けたとき又は13(2)により動物取扱業登録証の再交付を受けた後に亡失した動物取扱業登録証を発見したときは、遅滞なく、既に交付を受け、又は発見した動物取扱業登録証を知事に返納しなければならないこととした。

15 登録の抹消

知事は、12による届出があつたとき(登録に係る飼養施設の使用を廃止した事実が判明したときを含む。)又は17(1)による登録の取消しをしたときは、8

16 (1)の登録を抹消しなければならないこととした。
動物取扱業登録証の掲示
登録業者は、9(2)の動物取扱業登録証を、8(2)イの事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならないこととした。

17 登録の取消し等

(1) 知事は、登録業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができることとした。
ア 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
イ 法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

ウ 10(1)のいずれかに掲げる者に該当することとなったとき。

エ 21(1)の許可を受けている場合であつて、30の規定により当該許可を取り消されたとき。

(2) 10(2)及び14は、(1)による登録の取消しがあつた場合について準用することとした。

18 動物取扱業を営む者の遵守事項

(1) 動物取扱業を営む者は、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等について法の基準を遵守しなければならないこととした。

(2) 動物取扱業を営む者は、その取り扱う動物の管理を適正に行わせるため、飼養施設を設置する事業所ごとに専任の動物取扱主任者を置かなければならないこととした。ただし、動物取扱業を営む者が、自ら動物取扱主任者となつて管理する場合は、この限りでないこととした。

(3) (2)の動物取扱主任者は、動物の適正な飼養に関し必要な知識を習得させることを目的として知事が行う講習会を修了した者その他規則で定める者もつて充てなければならないこととした。

19 勧告及び命令

(1) 知事は、動物取扱業を営む者が18(1)又は(2)に違反していると認めるときはその者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善し、又は動物取扱主任者を置くべきことを勧告することができることとした。

(2) 知事は、(1)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、そ

の者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとした。

20 報告の徴収及び立入調査等

(1) 知事は、21から31までの施行に必要な限度において、動物取扱業を営む者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、当該動物取扱業を営む者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができることとした。

(2) (1)により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人にこれを提示しなければならないこととした。

(3) (1)の立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

21 特定動物の飼養許可

(1) 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、規則で定める動物の区分及び飼養施設ごとに、知事の許可を受けなければならないこととした。

(2) (1)の許可（以下「飼養許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 飼養の目的

ウ 特定動物の種類及び数

エ 飼養施設の所在地

オ 飼養施設の構造及び規模

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) (2)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

ア 飼養施設に関する次に掲げる図面

(イ) 配置図

(ロ) 付近の見取図

(ハ) 構造及び規模を示す図面

イ 飼養許可を受けようとする者が23(2)アからウまでに該当しないことを誓約する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める書類

(4) 特定動物を飼養しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、(1)にかかわらず、飼養許可を受けることを要しないこととした。この場合において、当該特定動物を飼養しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならないこととした。

ア 学校教育法に規定する大学において、試験又は研究のために特定動物を飼養する場合

イ 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する飼養施設内において特定動物を飼養する場合

ウ 博物館法に規定する博物館又は博物館に相当する施設として指定を受けた施設において特定動物を飼養する場合

エ 獣医療法に規定する診療施設において、獣医師が診療のために特定動物を飼養する場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定める場合

22 標識の交付
知事は、飼養許可をしたときは、規則で定めるところにより、21(2)アの事項(氏名又は名称に限る。)及び21(2)ウの事項(特定動物の種類に限る。)並びに許可の年月日及び許可番号を記載した標識を交付しなければならないこととした。

23 飼養許可の基準
知事は、飼養許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、飼養許可をしてはならないこととした。

ア 規則で定める基準に適合する飼養施設を設置すること。

イ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 成年被後見人

(イ) 十八歳未満の者

(ウ) 30により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、特定動物を適正に飼養することができない者として規則で定めるもの

24 飼養許可の条件

知事は、飼養許可をするに当たっては、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な限度において、有効期間その他の条件を付することができることとした。

25 変更の許可等

(1) 飼養許可を受けて特定動物を飼養する者(以下「許可飼養者」という。)は、21(2)ウからオまでに掲げる事項のいずれかの変更(2)ウにあつては、特定動物の数の増加に限る。47ウにおいて同じ。)は、知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでないこととした。

(2) (1)の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 変更の内容及びその理由

(3) 22、23及び24は、(1)の許可について準用することとした。

(4) 21(4)による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出をした事項の変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(5) 許可飼養者は、21(2)ア、イ又はカに掲げる事項の変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

26 廃止の届出等
許可飼養者及び21(4)による届出をした者は、特定動物の飼養をやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、標識を返納しなければならないこととした。

27 標識の再交付
標識の再交付

(1) 許可飼養者は、標識を亡失し、又は損傷したときは、標識の再交付を知事に申請しなければならないこととした。

(2) 知事は、(1)による再交付の申請があつたときは、標識を再交付しなければならないこととした。

28 標識の返納

許可飼養者は、25(3)において準用する22により標識の交付を受けたとき又は27(2)により標識の再交付を受けた後に亡失した標識を発見したときは、遅滞なく、既に交付を受け、又は発見した標識を知事に返納しなければならないこととした。

29 標識の掲示

許可飼養者は、22の標識を、飼養施設の設置する場所の出入口その他の外部から見やすい箇所に掲示しなければならないこととした。

30 飼養許可の取消し

知事は、許可飼養者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができることとした。

- ア 偽りその他の不正の手段により飼養許可を受けたとき。
- イ 24(25(3)において準用する場合を含む。)により付された条件に違反したとき。

ウ 31に違反したとき。

エ 38(1)又は(2)に違反したとき。

オ 39(1)に違反したとき。

カ 40(1)又は(2)による命令に違反したとき。

31 飼養施設内での飼養

特定動物を飼養する者は、特定動物を飼養施設の外へ出してはならないこととした。ただし、次に該当する場合において、人の生命等に対する侵害のおそれがない方法で取り扱うときは、この限りでないこととした。

ア 特定動物を制御できる者の管理の下で、興行、展示その他規則で定めるものを使用する場合

イ 特定動物を制御できる者の管理の下で、規則で定める基準に適合する飼養施設により収容して搬送する場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、規則で定める場合

32 特定動物を飼養する者の遵守事項

(1) 特定動物を飼養する者は、その飼養する動物について、5に掲げるもののほか次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

ア 飼養施設を23アの基準に常に適合するように維持するとともに、飼養施設

設を定期的に点検すること。

イ 特定動物を捕獲するための器材を備え、かつ、常に使用できるようにこれを整備しておくこと。

ウ 地震、火災その他の災害における特定動物の逃走を防止する方法その他必要な緊急措置を定めておくこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、特定動物が人の生命等を侵害しないように飼養すること。

33 野犬等の収容

(1) 知事は、飼い主の判明しない犬又は飼い主が6(1)に掲げる事項を遵守せず人の生命等を侵害することのないようにされていない犬(以下「野犬等」という。)があるときは、当該職員にこれを収容させることができることとした。

(2) (1)の職員は、収容しようとして追跡中の野犬等が飼い主又はその他の者の土地建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができることとした。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでないこととした。

(3) 何人も、正当な理由がなく、(2)による立入りを拒んではならないこととした。

(4) (1)の職員は、(2)により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならないこととした。

34 公示及び処分

(1) 知事は、33(1)の規定により野犬等を収容させたときは、飼い主が判明しているものにあつては当該飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明しないものにあつては当該野犬等を収容した日時、場所その他必要な事項を二日間公示しなければならないこととした。

(2) (1)の規定による通知を受けた飼い主は、通知を受けた日の翌日までに当該野犬等を引き取らなければならないこととした。

(3) 知事は、(2)に違反し飼い主が引き取らなかった場合、又は(1)の公示期間が満了する日の翌日までに当該野犬等を引き取らない場合は、当該職員にこれ

を処分させることができることとした。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない飼い主がその旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分させることができないこととした。

(4) (1)及び(3)（飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。）は、知事が法の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法の規定により動物を収容した場合について準用することとした。

35 収容した負傷動物の取扱

知事は、次に掲げる場合において、これらの動物が疾病にかかり、又は負傷しているときは、治療その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

ア 法の規定により犬又はねこを引き取った場合

イ 法の規定により動物を収容した場合

ウ 33(1)により野犬等を収容した場合

36 譲渡

知事は、次に掲げる動物について、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができることとした。ただし、当該動物（哺乳類に属するものに限る。）が、離乳前の状態にあるときは、この限りでないこととした。

ア 法の規定により引き取った犬又はねこ

イ 法の規定により引き取った犬若しくはねこ又は法の規定により収容した動物であつて、34(4)において準用する34(3)により処分することができるもの

ウ 33(1)により収容した野犬等であつて、34(3)により処分することができるもの

37 処分の特例

(1) 知事は、野犬等が人の生命等を侵害し、又はそのおそれがあると認められた場合において、33(1)による収容を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは34(3)にかかわらず、区域及び期間を定め、当該職員に薬物を使用し処分させることができることとした。この場合において、当該区域内及び

その近傍の住民に対して、その旨を周知させなければならないこととした。

(2) (1)による処分及び住民に対する周知の方法は、規則で定めることとした。

38 緊急時の措置

(1) 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設から逃走したときは、直ちにその旨を保健所及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならないこととした。

(2) 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、直ちに特定動物が逃走しないようにすること等により、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止しなければならないこととした。

39 事故発生時の措置

(1) 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(2) 犬の飼い主は、当該犬が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

40 措置命令

(1) 知事は、特定動物の飼養施設が23アの基準に適合していないと認めるときは、許可飼養者に対し、期限を定めて、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

(2) 知事は、特定動物が人の生命等を侵害したとき、又は侵害するおそれがあるとき、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

ア 特定動物を飼養施設内で飼養し、これを係留し、又はこれに口輪をつけること。

イ 特定動物を処分すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 知事は、犬の飼い主が6アの事項を遵守していないと認めるときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずる

ことができることとした。

ア 係留すること。

イ 口輪をつけること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、犬による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること。

41 報告の徴収及び立入調査等

(1) 知事は、この条例（7から20を除く。）の施行に必要な限度において、動物の飼い主に対し、動物の飼養の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、当該動物を飼養している場所その他関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況その他必要な事項について調査させ、若しくは関係人に質問させることができることとした。

(2) 20(2)及び(3)は、(1)による立入調査及び質問について準用することとした。

42 動物愛護指導員及び動物愛護技術員

(1) 知事は、20(1)による立入調査及び質問、33(1)による野犬等の収容及び33(2)による立入り、40(1)による立入調査及び質問その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置くこととした。

(2) 知事は、動物愛護指導員の業務を補助させるため、動物愛護技術員を置くこととした。

(3) 動物愛護指導員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てることとした。

(4) (3)に定めるもののほか、動物愛護指導員及び動物愛護技術員の資格その他必要な事項は、規則で定めることとした。

43 手数料等

(1) 次に掲げる者は、それぞれ次に定める額の手数料を申請の際納付しなければならないこととした。

ア 8(1)の登録を受けようとする者

一件につき 六千六百円

イ 11(1)の変更の登録を受けようとする者

一件につき 四千円

ウ 13(1)の再交付を申請する者

一件につき 二千元

エ 飼養許可を受けようとする者

一件につき 一万五千元

オ 25(1)の変更の許可を受けようとする者

一件につき 一万円

(2) 知事は、特別の理由があると認めるときは、(1)の手数料の全部又は一部を免除することができることとした。

(3) 既納の手数料は、還付しないこととした。

(4) 法の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法により知事が収容した動物又は33(1)により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用を納付しなければならないこととした。ただし、狂犬病予防法の規定又は18(1)により抑留された犬の返還を受けようとする場合は、この限りでないこととした。

44 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

45 罰則

(1) 21(1)に違反して飼養許可を受けないで特定動物を飼養した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとした。

(2) 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処することとした。

ア 19(2)による命令に違反した者

イ 40(1)による命令に違反した者

ウ 40(2)による命令に違反した者

エ 40(3)による命令に違反した者

(3) 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処することとした。

ア 8(1)に違反して登録を受けないで動物取扱業を営み、又は11(1)に違反して変更の登録を受けないで8(2)ウからクまでに掲げる事項のいずれかの変更をした者

イ 偽りその他不正の手段により、8(1)の登録又は11(1)の変更の登録を受けた者

ウ 25(1)に違反して、変更の許可を受けないで21(2)ウからオまでに掲げる事

項のいずれかの変更をした者

エ 31に違反して特定動物を飼養施設の外へ出した者

(4) 次のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処することとした。

ア 20(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は20(1)による調査に對し拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に對し虚偽の陳述をした者

イ 41(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は41(1)による調査に對し拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に對し虚偽の陳述をした者

(5) 次のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処することとした。

ア 38(1)による通報をしなかつた者

イ 39(1)又は(2)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(1)から(5)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(1)から(5)までの罰金刑又は科料刑を科することとした。

46 施行期日等
(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。
(2) 奈良県飼犬管理条例(昭和四十一年四月奈良県条例第三号)は、廃止することとした。
(3) その他所要の経過規定を置くこととした。
(4) 関係条例について所要の規定の整備を行うこととした。

◇都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

1 敷地面積の最低限度に関する制限

一定の場合における開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、市街化調整区域における一定の開発行為を行う場合にあっては、当該敷地面積が二百平方メートル以上であることとした。

2 条例で指定する土地の区域

(1) 条例で指定する土地の区域は、次のアからオまでのいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき知事が指定するものとする。

とする。

ア 建築物の敷地相互間の距離が原則として五十メートル以内でおおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存する建築物を含む場合にあつては、そのうち、おおむね二十五以上が市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている区域(当該区域と一体的な利用に供されることが適当な土地の区域を含む。)であること。

イ 建築物の敷地が相当程度集積していること。

ウ 区域内の主要な道路が、規則で定める幅員で適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路に接続していること。

エ 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置されていること。

オ 原則として、一定の土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

(2) 市町村長は、(1)の申出をしようとするときは、規則で定める事項を記載した申出書に、規則で定める書類を添付して知事に提出するものとする。

(3) 知事は、(1)による指定をしようとするときは、必要に応じ、奈良県開発審査会の意見を聴くものとする。

(4) 知事は、(1)による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該区域を公示するものとする。

(5) (1)から(4)までは、指定の変更又は廃止について準用することとした。

3 条例で定める予定建築物等の用途

(1) 市街化調整区域における一定の開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

ア 住宅(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のもの用途

イ 住宅で一定の事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のもの用途

ウ ア及びイに掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないとして規則で定める建築物で地階を除く階数が二以

- 4 条例で定める開発区域の面積
- 下のものうち、市町村長の申出に基づき知事が指定する建築物の用途(2)の(2)から(5)までは、(1)のウによる指定について準用することとした。

一定の条例で定める開発区域の面積は、次の表の上欄に掲げる区域内において行われる開発行為であつて、その目的又は種別が同表の下欄に該当するものに限り、五ヘクタールとすることとした。

区 域	開発行為の目的又は種別
一 大和都市計画区域(奈良市の区域を除く。)及び吉野三町都市計画区域	工場、研究所、大学等の建築の用に供する開発行為で、産業の振興、学術文化の向上その他都市機能の維持又は増進に著しく資すると認められるもの
二 大和都市計画区域(五條市、御所市、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び高取町の区域に限る。)及び吉野三町都市計画区域	住宅の建築の用に供する開発行為で、定住の促進、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく資すると認められるもの

5 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

6 施行期日等

- (1) 平成十七年一月一日から施行することとした。
- (2) 都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例(平成十五年三月奈良県条例第四十七号)は、廃止することとした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

条 例

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第十一号

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員」に改め、同条第三号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第五号中「及び他の地方公共団体」を、「他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第六号中「若しくは他の地方公共団体」を、「他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号ア中「又は試験」を、「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十五条第一項中「地方公共団体」の下に、「地方独立行政法人」を加える。

第三十八条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第
七条及び第十五条の規定は、この条例の施行後にされた開示請求(改正後の条例第六
条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、この条例の施行
前にされた開示請求については、なお従前の例による。

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第十二号

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「個人情報の開示及び訂正(第十一条―第二十
六条)」を「開示(第十二条―第二十五条)」に、「是正の申出(第二十七条)」を「
訂正(第二十六条―第三十三条)」に、「第四節 雑則(第二十八条―第二十九条)」

「第四節 利用停止(第三十四条―第三十九条)

を 第五節 不服申立て(第四十条―第五十条) に、「第三十条―第三十五条」を

第六節 雑則(第五十一条―第五十三条) 」

「第五十四条―第五十九条」に、「第三十六条」を「第六十条」に、「第五章 雑則(

第三十七条・第三十八条)」を 「第五章 雑則(第六十一条・第六十二条)

第六章 罰則(第六十三条―第六十七条)」 に改める。

第一条中「及び訂正」を「訂正及び利用停止」に改める。

第二条第一号中「個人に」を「生存する個人に」に、「特定の個人が識別され、又は
識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定
の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定
の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に改め、ただし書を削り、

同条第三号中「から識別され、又は識別され得る」を「によって識別される特定の」に
改め、同条第五号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等(独立行政法人等の保
有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定
する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方
独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法
人をいう。以下同じ。)」に、「第十六条」を「第十四条」に改める。

第五条第二項第六号中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体、
地方独立行政法人」に改める。

第六条第一項第五号中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体、
地方独立行政法人」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四
項とする。

第十三条を削る。

第十二条の見出し中「方法」を「手続」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「
をしようとする者」及び「、実施機関に対し」を削り、「請求書(第三項において「開
示請求書」という。)を提出し」を「書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関
に提出してし」に改め、同条第一号中「しようと」を削り、「住所」の下に「又は居所
」を加え、同条第二号中「開示請求」の下に「に係る個人情報記録されている行政文
書の名称その他の開示請求」を加え、同条第二項中「開示請求をしよう」とを「前項の
場合において、開示請求を」に、「に対し、自己が当該」を「が定めるところにより、
」に改め、「又はその法定代理人」を削り、「を証明するために必要な書類で実施機関
が定めるものを提出し、又は提示し」を「(前条第二項の規定による開示請求にあって
は、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又
は提出し」に改め、同条第十三条とする。

第十一条の見出しを「(開示請求権)」に改め、同条第一項中「何人も」の下に「、
この条例の定めるところにより」を、「に対し、」の下に「当該実施機関の保有する」
を加え、「記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号」を「記述等」に改め、